

別表第6（第2条関係）

4 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下この表において「法」という。）関係事務

手数料を徴収する事務	名称	金額
<p>1 法第5条第1項から第5項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 法第5条第1項から第3項までの規定による一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第6条の2第5項に規定する確認書（以下この表において「確認書」という。）若しくは同項に規定する住宅性能評価書又はこれらの写し（以下この表において「確認書等」という。）を添付する場合 12,000円</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 46,000円</p> <p>イ 増築又は改築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 確認書又はその写しを添付する場合 18,000円</p> <p>(イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 69,000円</p> <p>(2) 法第5条第1項から第4項までの規定による共同住宅等（共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 新築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 確認書等を添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>a 総戸数が5戸以内の共同住宅等 22,000円</p> <p>b 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 37,000円</p> <p>c 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 62,000円</p> <p>d 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 99,000円</p> <p>e 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 15万円</p> <p>f 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 25万円</p> <p>g 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 32万円</p> <p>h 総戸数が300戸を超える共同住宅等 37万円</p>

- (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 総戸数が5戸以内の共同住宅等 10万円
 - b 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 17万円
 - c 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 34万円
 - d 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 61万円
 - e 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 105万円
 - f 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 195万円
 - g 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 279万円
 - h 総戸数が300戸を超える共同住宅等 342万円

イ 増築又は改築の場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 確認書又はその写しを添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 総戸数が5戸以内の共同住宅等 33,000円
 - b 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 55,000円
 - c 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 93,000円
 - d 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 14万円
 - e 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 22万円
 - f 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 38万円
 - g 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 49万円
 - h 総戸数が300戸を超える共同住宅等 55万円

- (イ) (ア)に掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額
- a 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16万円
 - b 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 26万円
 - c 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 51万円
 - d 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 92万円
 - e 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 158万円
 - f 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 293万円

		<p>g 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 419万円</p> <p>h 総戸数が300戸を超える共同住宅等 513万円</p> <p>(3) 法第5条第5項の規定による区分所有住宅の増築又は改築に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 確認書又はその写しを添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 総戸数が5戸以内の区分所有住宅 33,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の区分所有住宅 55,000円</p> <p>(ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の区分所有住宅 93,000円</p> <p>(エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の区分所有住宅 14万円</p> <p>(オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の区分所有住宅 22万円</p> <p>(カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の区分所有住宅 38万円</p> <p>(キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の区分所有住宅 49万円</p> <p>(ク) 総戸数が300戸を超える区分所有住宅 55万円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 総戸数が5戸以内の区分所有住宅 16万円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の区分所有住宅 26万円</p> <p>(ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の区分所有住宅 51万円</p> <p>(エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の区分所有住宅 92万円</p> <p>(オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の区分所有住宅 158万円</p> <p>(カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の区分所有住宅 293万円</p> <p>(キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の区分所有住宅 419万円</p> <p>(ク) 総戸数が300戸を超える区分所有住宅 513万円</p>
<p>2 法第5条第6項又は第7項の規定による長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅維持保全計画認定申請手数料</p>	<p>(1) 法第5条第6項の規定による一戸建ての住宅に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 確認書等を添付する場合 18,000円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 69,000円</p> <p>(2) 法第5条第6項又は第7項の規定による共同住</p>

		<p>宅等に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 確認書等を添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 33,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 55,000円</p> <p>(ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 93,000円</p> <p>(エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 14万円</p> <p>(オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 22万円</p> <p>(カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 38万円</p> <p>(キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 49万円</p> <p>(ク) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 55万円</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16万円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 26万円</p> <p>(ウ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 51万円</p> <p>(エ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 92万円</p> <p>(オ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 158万円</p> <p>(カ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 293万円</p> <p>(キ) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 419万円</p> <p>(ク) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 513万円</p>
<p>3 法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請(法第9条第1項又は第3項の規定による申請を除く。)に対する審査</p>	<p>長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 法第8条第2項において準用する法第5条第1項から第4項までの規定による新築に係る申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 確認書等を添付する場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 6,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 11,000円</p> <p>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 18,000円</p> <p>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 31,000円</p> <p>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等</p>

49,000円

(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等
76,000円

(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅
等 12万円

(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅
等 16万円

(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 18万円
イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の
区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 23,000円

(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 54,000円

(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等
86,000円

(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等
17万円

(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等
30万円

(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等
52万円

(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅
等 97万円

(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅
等 139万円

(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 171万
円

(2) 法第8条第2項において準用する法第5条第1
項から第5項までの規定による増築又は改築に係る
申請をする場合 1件につき次に掲げる場合の区分
に応じ、それぞれ次に定める額

ア 確認書又はその写しを添付する場合 次に掲げ
る住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

(ア) 一戸建ての住宅 9,000円

(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16,000円

(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等
27,000円

(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等
46,000円

(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等
74,000円

(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等
11万円

(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅
等 19万円

(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅
等 24万円

(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 27万円
イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の

		<p>区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 81,000円</p> <p>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 13万円</p> <p>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 25万円</p> <p>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 46万円</p> <p>(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 79万円</p> <p>(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 146万円</p> <p>(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 209万円</p> <p>(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 256万円</p>
<p>4 法第8条第1項の規定による長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査</p>	<p>長期優良住宅維持保全計画変更認定申請手数料</p>	<p>(1) 確認書等を添付する場合 1件につき次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 9,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16,000円</p> <p>ウ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 27,000円</p> <p>エ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 46,000円</p> <p>オ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 74,000円</p> <p>カ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 11万円</p> <p>キ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 19万円</p> <p>ク 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 24万円</p> <p>ケ 総戸数が300戸を超える共同住宅等 27万円</p> <p>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 1件につき次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 一戸建ての住宅 34,000円</p> <p>イ 総戸数が5戸以内の共同住宅等 81,000円</p> <p>ウ 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 13万円</p> <p>エ 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 25万円</p> <p>オ 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 46万円</p> <p>カ 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 79万円</p> <p>キ 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 146万円</p>

		<p>ク 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 209万円</p> <p>ケ 総戸数が300戸を超える共同住宅等 256万円</p>
5 法第9条第1項又は第3項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定等)認定申請手数料	1件につき6,000円
6 法第10条の規定による長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	長期優良住宅建築等計画等認定地位承継承認申請手数料	1件につき3,000円
7 法第18条第1項の規定による認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の制限の特例の許可の申請に対する審査	長期優良住宅容積率制限特例許可申請手数料	1件につき16万円
8 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律(令和3年法律第48号。以下この表において「改正法」という。)附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更(譲受人を決定した場合における変更を除く。)の認定の申請に対する審査	特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料	<p>(1) 新築の場合 1件につき次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>ア 市長が定める書面により法第6条第1項第1号に掲げる基準に適合すると認められる場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>(ア) 一戸建ての住宅 6,000円</p> <p>(イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 11,000円を一の共同住宅等の住戸のうち同時に改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請をされた住戸の数(以下この項において「変更認定申請戸数」という。)で除して得た額</p> <p>(ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等 18,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等 31,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 49,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 76,000円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅等 12万円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅等 16万円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>(ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 18万円を変更認定申請戸数で除して得た額</p> <p>イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p>

- (ア) 一戸建ての住宅 23,000円
- (イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 54,000円
を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等
86,000円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等
17万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等
30万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等
52万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅
等 97万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅
等 139万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 171万
円を変更認定申請戸数で除して得た額

(2) 増築又は改築の場合 1件につき次に掲げる場
合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 市長が定める書面により法第6条第1項第1号
に掲げる基準に適合すると認められる場合 次に
掲げる住宅の区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 一戸建ての住宅 9,000円
- (イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 16,000円
を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等
27,000円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等
46,000円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等
74,000円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等
11万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅
等 19万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅
等 24万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 27万円
を変更認定申請戸数で除して得た額

イ アに掲げる場合以外の場合 次に掲げる住宅の
区分に応じ、それぞれ次に定める額

- (ア) 一戸建ての住宅 34,000円
- (イ) 総戸数が5戸以内の共同住宅等 81,000円
を変更認定申請戸数で除して得た額
- (ウ) 総戸数が5戸を超え10戸以内の共同住宅等
13万円を変更認定申請戸数で除して得た額
- (エ) 総戸数が10戸を超え25戸以内の共同住宅等
25万円を変更認定申請戸数で除して得た額

		(オ) 総戸数が25戸を超え50戸以内の共同住宅等 46万円を変更認定申請戸数で除して得た額 (カ) 総戸数が50戸を超え100戸以内の共同住宅等 79万円を変更認定申請戸数で除して得た額 (キ) 総戸数が100戸を超え200戸以内の共同住宅 等 146万円を変更認定申請戸数で除して得た額 (ク) 総戸数が200戸を超え300戸以内の共同住宅 等 209万円を変更認定申請戸数で除して得た額 (ケ) 総戸数が300戸を超える共同住宅等 256万 円を変更認定申請戸数で除して得た額
9 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更(譲受人を決定した場合における変更に限る。)の認定の申請に対する審査	特定長期優良住宅建築等計画変更(譲受人決定)認定申請手数料	1件につき6,000円
10 改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画に関する認定に基づく地位の承継の承認の申請に対する審査	特定長期優良住宅建築等計画認定地位承認申請手数料	1件につき3,000円

備考

- 1 一の共同住宅等に係る住戸について行われる改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請が一の者による場合(当該申請の数が一の場合を除く。)は、当該申請の数を一とみなして、8の項の規定を適用する。
- 2 法第6条第2項(法第8条第2項(改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更に係る当該規定を含む。)において準用する場合を含む。)の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合における長期優良住宅建築等計画認定申請手数料、長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料又は特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額は、1の項、3の項又は8の項の規定により算定した額に、当該審査に係る建築物及び建築設備について、1の表の1の項及び2の項の規定により算定した額(一の共同住宅等について同時に同条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更に係る法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による申出を行う者がある場合は、当該額を当該申出の数で除して得た額)を加算した額とする。
- 3 特定長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額に100円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。